

マネー・ローンダリング及び テロ資金供与の防止に関する基本方針

総合保険代理店 株式会社ロジックサポート
〒814-0133 福岡県福岡市城南区七隈 3 丁目 5-1
TEL:092-801-6419 FAX:092-801-6420
<https://www.6419.info/>
策定日：2023 年 2 月 1 日



当社はコンプライアンスを経営上の最重要課題のひとつと位置付け、すべての役職員が企業の社会的責任を常に意識し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネー・ローンダリング等」と称します。）防止のための管理態勢及び運営に関する方針を構築するため、本方針を定めます。

1. 法令等遵守

マネー・ローンダリング等の防止のため、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）及び関係法令ならびに「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を遵守します。

2. 組織的対応の実施

経営陣はマネー・ローンダリング等のリスクが経営上重大なリスクになり得るとの理解の下、主体的且つ積極的に関与するとともに、マネー・ローンダリング等防止対策に関する取組みを全役職員に浸透させ、管理態勢を構築します。

3. リスク管理態勢の整備

取引時確認の措置に係る確認、疑わしい取引の届出、取引モニタリング等、マネー・ローンダリング等の防止に向けた適切なリスク管理態勢を整備し、適切に実施します。

4. 顧客管理措置

関係法令に基づき、適切な取引時確認を実施し、反社会的勢力を含む不適切な顧客との取引関係の排除に努めます。また顧客取引の定期的な調査及び分析の結果を記録し、それらの記録を活用して、適切な顧客管理措置の見直しを図ります。

5. 疑わしい取引の届出

関係法令に基づき、疑わしい取引が判明した場合は速やかに保険会社を通じて金融庁に届出るとともに、会社における疑わしい取引発生を防止する態勢を構築します。

6. 遵守状況の検証

マネー・ローンダリング等の防止に向けた遵守状況を検証し、その検証結果を踏まえた継続的な態勢の改善に努めます。

7. 役職員の研修・教育方針

- (1) 役職員に対して、その役割に応じて必要かつ適切な研修・教育等を実施し、役職員の専門性の維持、向上及び人材の育成に努めます。
- (2) 役職員は、マネー・ローンダリング等の防止に向けた取組みが金融取引に従事する者に課せられた責務であることを認識し、常に知識の研鑽と業務の習得に努めるとともに、お客さまの取引の安全に資するよう行動します。

以上